

D 4 - 3

5 年 保 存 (常) (令和10年12月31日まで)

F N . D 4 - 6 - 0

鹿 免 管 第 3 2 6 号

令 和 5 年 3 月 1 5 日

各 部 長
各参事官 殿
各所属長

本 部 長

担当	聴 聞 係	TEL	
----	-------	-----	--

危険運転者の迅速な排除のための事務処理要領について（通達）

危険運転者の迅速な排除のための事務処理に当たっては、これまで、「危険運転者の迅速な排除のための事務処理要領について（通達）」（平成29年3月22日付け鹿免管第512号。以下「旧通達」という。）に基づき処理してきたところであるが、危険運転者の迅速な排除のための事務処理要領（別添）の報告様式等を一部見直したので事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和5年3月15日から施行し、旧通達は令和5年3月14日限り廃止する。

別添

危険運転者の迅速な排除のための事務処理要領

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める仮停止事案として処分できない酒気帯び運転、無免許運転等悪質かつ危険運転者に対する行政処分（仮停止制度に準じた処分）の手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

鹿児島県内に居住で、次のいずれかに該当する違反行為をした者（以下「危険運転者」という。）のうち、当該違反行為をしたことが明白な者に適用する。

(1) 違反行為

- ア 酒酔い運転又は麻薬等運転
- イ 無免許運転（種別外無免許又は停止中無免許）
- ウ 過労運転
- エ 酒気帯び運転（呼気0.25mg/ℓ以上）

(2) 交通事故

- ア 仮停止又は仮禁止（以下「仮停止等」という。）に該当し、被処分者の負傷等何らかの事情により仮停止等の手続ができなかった事案
- イ 仮停止等の対象とならない死亡事故（被害者の一方的な過失によるものを除き、危険運転致死傷罪のうち仮停止手続ができなかった危険運転致傷罪を含む。）
- ウ 無車検・無保険を伴う過失の一方的な重傷（傷害30日以上）事故

(3) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第3の備考欄の規定に該当する事由（以下「前歴」という。）が1回あり、かつ、次のいずれかの違反行為等に該当する事案

- ア 過失の一方的な重傷（傷害30日以上）事故
- イ 酒気帯び運転（呼気0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満又は同加重違反）
- ウ 大型自動車等無資格運転
- エ 速度超過（時速50km/h以上）
- オ 仮免許運転違反

(4) 前歴2回以上あり、かつ、次のいずれかの違反行為に該当する事案

- ア 過失の一方的な軽傷（傷害30日未満）事故
- イ 基礎点数6点以上の法令違反

(5) 上記以外で、特に必要と認める取消し又は90日以上免許停止処分に該当するとき。

3 危険運転者の審査

- (1) 各署長にあつては交通課長を、交通機動隊及び高速道路交通警察隊にあつては、

副隊長を危険運転者認定審査官（以下「審査官」という。）として指定すること。

(2) 審査官は、危険運転者の審査に当たっては、資料に基づき検討し、特に、交通事故を伴う非現認事案等については、行為者の特定その他の違反行為の明白性に留意すること。

(3) 審査官は、審査結果を所属長に適時報告すること。

4 報告及び意見の聴取期日の指定

(1) 報告

審査官は、危険運転者を逮捕し、又は認知したときは、速やかに、捜査した結果を危険運転事案発生報告（別記第1号様式）により、免許管理課長へ報告すること。

(2) 免許管理課長の措置

前記(1)により危険運転事案発生報告を受領した免許管理課長は、その内容を検討し、立証措置等についての意見及び意見の聴取を行う行政庁名、期日、場所、関係書類送達日等を当該所属長に通報しなければならない。この場合において、当該事案について、違反登録票を作成し、電算登録を行うとともに公示事項の追加公告を行うこと。

5 意見の聴取通知書の交付

(1) 審査官は、免許管理課長から意見の聴取期日等について、通報があった場合は、道路交通法の規定による公安委員会の意見の聴取通知書又は本部長の意見の聴取通知書に必要事項を記入し、危険運転者に交付すること。この場合において、意見の聴取について（別添）を併せて交付するとともに、意見の聴取通知書の内容及び備考欄記載の注意事項を口頭示達すること。

(2) 意見の聴取には、できる限り出席するよう指導し、指定した意見の聴取日に出席することができない正当な理由があると認められる場合は、期日の変更を認めることとするので、その旨を連絡するよう指導すること。

なお、意見の聴取について出席を放棄する場合は、権利放棄書に必要事項を記入させること。

6 関係書類の送付

(1) 審査官は、この手続により処理した関係書類を手続日から7日以内（交通切符の取締り原票にあっては48時間以内）に免許管理課長に送付することとするが、送達日を特に指定した場合は、その指定の日までとする。

(2) 関係書類の送付に当たっては、関係書類の第1面左上欄余白部分（取締り原票にあっては上部欄外）に「準」と朱書し、個別に免許管理課（聴聞係長扱い）宛てに送付すること。この場合において、交通事故等行政処分登録票を作成する必要はないものとする。

7 留意事項

- (1) この要領によって取扱う事案は、仮停止を行うものではないので免許証を保管しないこと。
- (2) 過去３年以内の行政処分歴及び行政処分を受けた後における本件以外の累積違反行為又は過去３年以内の累積違反行為等については、その有無により取消し事案と停止事案に区分され、処分庁名が異なるので、免許管理課（08照会）又は照会センターに照会（３号）の上、確認すること。
- (3) 意見の聴取を行う行政庁の指定は、本件及び累積点数により取消し事案に該当しないことが明らかなものについては、警察本部長とし、その他は公安委員会とすること。
- (4) 前記２の適用範囲に該当するものの仮停止できない事案については、警察署へ出頭を求め意見の聴取の手續を執るなど、この要領に基づく制度を積極的に活用すること。
- (5) 酒気帯び運転等の飲酒検知示度結果については、後日紛議を起こさないように慎重かつ正確に判断すること。

別添

危険運転者の迅速な排除のための事務処理要領

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める仮停止事案として処分できない酒気帯び運転、無免許運転等悪質かつ危険運転者に対する行政処分（仮停止制度に準じた処分）の手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

鹿児島県内に居住し、次のいずれかに該当する違反行為をした者（以下「危険運転者」という。）のうち、当該違反行為をしたことが明白な者に適用する。

(1) 法令違反等

- ア 酒酔い運転又は麻薬等運転
- イ 無免許運転（免許外又は停止中無免許）
- ウ 過労運転
- エ 酒気帯び運転（呼気0.25mg/ℓ以上）

(2) 交通事故等

- ア 仮停止又は仮禁止（以下「仮停止等」という。）に該当し、被処分者の負傷等何らかの事情により仮停止等の手続ができなかった事案
- イ 仮停止等の対象とならない死亡事故（被害者の一方的な過失によるものを除き、危険運転致死傷罪のうち仮停止手続ができなかった危険運転致傷罪を含む。）
- ウ 無車検・無保険を伴う過失の一方的な重傷（傷害30日以上）事故

(3) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第3の備考欄の規定に該当する事由（以下「行政処分歴」という。）が1回あり、かつ、次のいずれかの違反行為等に該当する事案

- ア 過失の一方的な重傷（傷害30日以上）事故
- イ 酒気帯び運転（呼気0.15mg/ℓ以上）又は同加重違反
- ウ 大型自動車等無資格運転
- エ 速度超過（時速50km/h以上）
- オ 仮免許運転違反

(4) 行政処分前歴が2回以上あり、かつ、次のいずれかの違反行為等に該当する事案

- ア 過失の一方的な軽傷（傷害30日未満）事故
- イ 基礎点数6点以上の法令違反

(5) 上記以外で、特に必要と認める取消し及び長期停止事案

3 危険運転者の審査

- (1) 各署長にあつては交通課長を、交通機動隊及び高速道路交通警察隊にあつては

副隊長を危険運転者認定審査官（以下「審査官」という。）として指定すること。

(2) 審査官は、危険運転者の審査に当たっては、資料に基づき検討し、特に、交通事故を伴う非現認事案等については、行為者の特定その他の違反行為の明白性に留意すること。

(3) 審査官は、審査結果を所属長に適時報告すること。

4 報告及び意見の聴取期日の指定

(1) 報告

審査官は、危険運転者を逮捕し、又は認知したときは、速やかに、捜査した結果を危険運転事案発生報告（別記第1号様式）により、免許管理課長へ報告すること。

(2) 免許管理課長の措置

前記(1)により危険運転事案発生報告を受理した免許管理課長は、その内容を検討し、立証措置等についての意見及び意見の聴取を行う行政庁名、期日、場所、関係書類送達日等を当該所属長に通報しなければならない。この場合において、当該事案について、違反登録票を作成し、電算登録を行うとともに公示事項の追加公告を行うこと。

5 意見の聴取通知書の交付

(1) 審査官は、免許管理課長から意見の聴取期日等について、通報があった場合は、道路交通法の規定による公安委員会の意見の聴取通知書又は本部長の意見の聴取通知書に必要事項を記入し、危険運転者に交付すること。この場合において、意見の聴取について（別添）を併せて交付するとともに、意見の聴取通知書の内容及び備考欄記載の注意事項を口頭示達すること。

(2) 意見の聴取には、できる限り出席するよう指導し、指定した意見の聴取日に出席することができない正当な理由があると認められる場合は、期日の変更を認めることとするので、その旨を連絡するよう指導すること。

なお、意見の聴取について出席を放棄する場合は、権利放棄書に必要事項を記入させること。

6 関係書類の送付

(1) 審査官は、この手続により処理した関係書類を手続日から7日以内（交通切符の取締り原票にあっては48時間以内）に免許管理課長に送付することとするが、送達日を特に指定した場合は、その指定の日までとする。

(2) 関係書類の送付に当たっては、関係書類の第1面左上欄余白部分（取締り原票にあっては上部欄外）に「準」と朱書し、個別に免許管理課（聴聞係長扱い）宛てに送付すること。この場合において、交通事故等行政処分登録票を作成する必要はないものとする。

7 留意事項

- (1) この要領によって取扱う事案は、仮停止を行うものではないので免許証を保管しないこと。
- (2) 過去３年以内の行政処分歴及び行政処分を受けた後における本件以外の累積違反行為又は過去３年以内の累積違反行為等については、その有無により取消し事案と停止事案に区分され、処分庁名が異なるので、免許管理課（08照会）又は照会センターに照会（３号）の上、確認すること。
- (3) 意見の聴取を行う行政庁の指定は、本件及び累積点数により取消し事案に該当しないことが明らかなものについては、警察本部長とし、その他は公安委員会とすること。
- (4) 前記２の適用範囲に該当するものの仮停止できない事案については、警察署へ出頭を求め意見の聴取の手續を執るなど、この要領に基づく制度を積極的に活用すること。
- (5) 酒気帯び運転等の飲酒検知示度結果については、後日紛議を起こさないように慎重かつ正確に判断すること。

意見の聴取について

意見の聴取は、公安委員会（警察本部長）が運転免許の取消し又は停止（90日以上180日以下）の処分をしようとする場合、あらかじめ弁明（有利な証拠の提出や意見を述べるなど）の機会を与えるもので、公平妥当な処分が行われることを保障するための制度です。

意見の聴取通知書を受け取った場合でも、出席するか、欠席するかは、あなたの自由です。

正当な理由なく出頭しないときは、これまでの調査などにより判明した事実に基づいて処分を決定し、後日通知いたします。

処分は、公表されている点数制度の処分基準に従って決定されますので、出頭しなかったことで不利益な処分を受けることはありません。

別記

公安委員会	本部長	交通部長	参事官	課長	聴聞官	理事官	補佐	係長	主任

指令番号	発生地	警察署番号	9	6	事件番号
------	-----	-------	---	---	------

危険運転事案発生報告

報告年月日	年 月 日 午前・午後 時 分															決裁																
取扱署(隊)名	発信取扱者					受信取扱者					署長																					
運 転 者	①本籍	県 市郡 町 番地																														
	②住所	市郡 町 番地 方										電話																				
	③免許住所											⑤職業																				
	④勤務先 (就学先)	電話					— 携帯 —					—					副署長 (次長)															
	ふりがな						⑦性別	男女	⑧生年月日	年 月 日 (歳)																						
	⑥氏名						性別	男女	生年月日																							
	⑨免許種別 違反車両等	一 種										二 種				仮 免				地交官												
		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型	中 型	普 通	大 特	けん 引	大 型	中 型	準 中 型	普 通	課長											
	車両種別						登録番号					二輪排気量					自家用・営業用															
	⑩免許証 有効期限	年 月 日まで有効					交付					年 月 日 公安																				
⑪発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分															代理																
⑫発生場所	路線名																															
⑬違反傷害名	(法第 条 号)																															
⑭事故の形態																																
⑮違反事故の概要等 (酒酔いの場合は、 検知示度、直立、 歩行能力、現行 性の状況など)	酒酔い運転 酒気帯び運転 1 呼気 mg/l 2 歩行 3 直立 4 酒臭 5 顔色 6 目															係長																
																主任																
																	被害者	氏名 ほか 名・傷病名														
																	死亡 名・治療 日 名 事故責任 被上申者 % 被害者等 %															
過去3年以内の行政処分歴					過去3年以内の違反(処分を受けたものを除く)																											
処分年月日	処分日数					違反年月日					違反(事故)名					検挙署名																
・	()					・																										
・	()					・																										
・	()					・																										
意見の聴取日 等の指定	意見の聴取日					行政庁名																										
	月 日					□ 鹿児島県公安委員会					鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県警察本部交通部聴聞・意見の聴取室																					
	前 午 時 分					□ 鹿児島県警察本部					鹿児島市南栄5丁目1番2号 鹿児島県交通安全教育センター内																					

	後		鹿兒島県警察本部交通部免許管理課聴聞・意見聴取室
--	---	--	--------------------------